



## 『電気料金の激変緩和措置』実施について

先月ご案内した、国による電気料金負担額の緩和策「電気・ガス価格激変緩和対策事業」が2月請求分（高圧は2月利用分）より実施されます。概要は以下の通りです。

1. 期間 高圧のお客様 2月ご利用分（3月初旬発行の請求書）～9月ご利用分  
低圧のお客様 2月ご利用分（2月中に発行の請求書）～9月ご利用分  
◎特設サイトには「【支援対象期間】令和5年1月～ ※支援対象期間については12月下旬に確定する燃料費調整単価（電気）（中略）が適用される検針分から開始」と記載されていますが、東北エリアの電気に関しては12月下旬に確定した燃料費調整単価は2月ご利用分に反映する単価となっております。
2. 支援額 高圧のお客様 1kWhあたり3.5円（9月は半額の1.8円）（税込）  
低圧のお客様 1kWhあたり7円（9月は半額の3.5円）（税込）
3. 支援方法  
各月の燃料費調整単価より支援額分を差し引いた単価に基づき電気料金を算定いたします。なお、全てのお客様が対象です（お手続きは不要です）。

お手元に2月分の電気料金請求書が届きましたら、「燃料費調整額」および「備考欄」で支援額をご確認ください。

本事業の詳細については、資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

「電気・ガス価格激変緩和対策事業」<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>



ご不明な点は「[激変緩和対策事務局窓口](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/) フリーダイヤル0120-013-305」までお問い合わせください。

## 低圧契約の電気料金単価を改定します

昨年初から続いている電力価格の高騰および令和5年4月からの託送料金の改定を受けまして、弊社ではこの度、一般家庭等にご利用いただいている低圧契約に関して電気料金単価を改定させて頂くことになりました。

今回の改定後の価格は、東北電力株式会社の4月改定後の単価と同程度の予定です。詳細が決まりましたら、別途文書にてご案内申し上げます。

ご契約の皆さまにはご負担をお願いし申し訳ございませんが、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。